

岬町事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 1 3 号

岬町事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

岬町事務分掌条例施行規則（平成 2 1 年岬町規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

都市整備部	土木課	土木係
	二国推進課	二国推進係
	建築課	住宅管理係 建築係
	産業観光促進課	産業振興係 観光推進係
	広域まちづくり課	広域まちづくり係
	下水道課	下水道係

」を

「

都市整備部	土木課	土木係
	二国推進課	二国推進係
	建築課	建築・住宅係
	産業観光促進課	産業振興係 観光推進係
	広域まちづくり課	広域まちづくり係
	下水道課	下水道係

」に

改める。

第 7 条中建築課の項を次のように改める。

建築課

建築・住宅係

- (1) 課の調整及び庶務に関すること。
- (2) 町有建物の新設、増改築工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 町有建物の営繕に関すること。
- (4) 都市計画の企画、調整及び研究に関すること。
- (5) 都市計画審議会に関すること。
- (6) 都市計画事業の計画決定及び事業認可に関すること。(広域まちづくり

課の所管に属するものを除く。)

- (7) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に關すること。（広域まちづくり課の所管に属するものを除く。）
- (8) 都市計画基礎調査に關すること。
- (9) 開発許可に關すること。（広域まちづくり課の所管に属するものを除く。）
- (10) 建築確認申請に關すること。
- (11) 住居表示事業に關すること。
- (12) その他都市計画に關すること。
- (13) 町営住宅の管理その他住宅に關すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。